

令和7年度第9回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和7年9月5日（金）9：30～9：54
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 福本教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

(福本教育長)

それでは、教育委員会会議を始めます。

本日は、議案6件、協議事項6件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。議題のうち、教第30号議案、教第31号議案、教第32号議案、教第33号議案については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関すること。協議事項3、協議事項23、協議事項24については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

教第28号議案 神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則について

(福本教育長)

教第28号議案、神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(平井教職員人事課長)

1. 改正の趣旨についてです。現在、育児休業代替任期付教員を、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項に基づき、任用しているところですけれども、同項の規定

によりまして、任用期間が代替の対象となる教員の育児休業期間によることとなります。その代替対象の教員の復帰が早まった場合など、任期付教員の身分保障については、一部不安定なところが生じております。一方で、産前産後休暇代替任期付教員は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項に基づき、任用しているところです。育児休暇の取得の方が年々増加する中において、より柔軟に代替教員の配置を行う必要があることから、任用の根拠文を整理し、任期付教員の待遇改善と配置基準の緩和を行いたいと考えております。

2. 具体的な改正内容でございますけれども、育児休業代替任期付教員と産前産後休暇代替任期付教員の任用根拠を、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項に統一したいと考えております。その上で、職種名を任期付教員に改めたいと考えております。これに伴いまして、この規則に定めのある選考のうち、「神戸市立学校園産前産後休暇・育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験」の名称を、「神戸市立学校園任期付教員採用候補者選考試験」に改めたいと考えております。なお、旧制度試験の名簿の有効期間が令和8年4月1日以降に満了する者のうち、新たな学校園で引き続き教員の職を希望し、かつ適性を有すると教育長が判断する者については、附則において新制度の名簿に登載することとしたいと思っております。

2ページ目には、具体的な規則改正を記載しております。

(福本教育長)

本件について、御質問等ございますか。

(正司委員)

改正の方向については賛成です。変更の際は誤解が生じないよう、皆さんへ丁寧に説明していただきますよう、よろしくお願いします。

(平井教職員人事課長)

承知いたしました。

(福本教育長)

ほかにございませんか。

ほかに意見がないようでしたら、採決を行います。教第28号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第29号議案 神戸市校区調整審議会への諮問について

(福本教育長)

教第29号議案、神戸市校区調整審議会への諮問について、事務局より説明をお願いします。

(萱嶋整備推進担当課長)

現在、検討しております校区調整案に関して、神戸市校区調整審議会に諮問することについて御承認をいただきたく、お諮りさせていただきます。

諮問文の案に記載があるとおり、現在、北区で計画している校区調整案2件について、審議会より御意見を賜りたいと考えております。具体的には、諮問文に記載している「1 北区の既設校における中学校校区の調整について」「2 指定学校の変更を認める地区の指定について」の意見となります。1については、1年間指定学区の変更を認める地区として指定した後に、校区変更を行うものであります。また、2につきましては、指定学校の変更を認める地区を新たに指定するものとなります。

2ページ目に詳細資料を掲載させていただいております。1校区調整内容につきましては、大きく2点です。（1）が星和台中学校への指定学校の変更を認める地区に指定する、いわゆる就学希望選択制と言われているものです。（2）が同じく星和台中学校に校区を変更するもので、ともに鈴蘭台中学校区の南五葉1・2丁目を対象としています。

2実施の理由につきましては、南五葉小学校の児童の大半が、現在星和台中学校に進学している中で、当該地区に居住する児童だけが鈴蘭台中学校に進学している状況がありまして、保護者から進学先を合わせてほしいという要望がありました。このため、今回の校区調整によって、南五葉小学校の児童の進学先が星和台中学校になるよう、校区変更を実施しようとするものでございます。校区変更を検討する中で、保護者より、2026年度から星和台中学校へ進学したい旨の御希望をいただいておりますので、2026年4月1日から星和台中学校への通学ができるよう、就学希望選択制を導入していきたいと考えております。

3実施時期につきましては、（1）就学希望選択制については2026年4月1日から1年間の期間限定、（2）校区変更については2027年4月1日からの実施を計画しております。

4対象者といたしましては、対象地区の全学年の生徒となります。

【参考】をご覧ください。下の表にありますとおり、南五葉小学校の子供が51名で、この2割の子供、17名が鈴蘭台中学校に進学しております。全体の5%と、かなり小さい集団になっております。

続きまして、3ページを御覧ください。指定学校の変更を認める地区の指定について

(案) です。1校区調整内容についてです。鹿の子台小学校区に居住する児童生徒について、八多学園への指定学校の変更を認める地区に指定します。これも、いわゆる就学希望選択制の案件となります。

2各学校の規模と今後の推移についてです。八多学園、鹿の子台小学校、北神戸中学校は隣接している校区になりまして、農村地域にある八多学園、ニュータウン地区にある鹿の子台小学校、北神戸中学校となっています。八多学園については、表の中に記載していますように、今後も減少傾向が見込まれる小規模校です。鹿の子台小学校、北神戸中学校については、当面の間、大規模が見込まれる学校になっております。

3実施の理由ですけれども、八多学園の小規模校対策と鹿の子台小学校、北神戸中学校の大規模校対策のために実施をするものでございます。

4実施期間につきましては、2026年4月1日から、指定学校の変更を認める地区的指定を解除するまでの間ということで、終期については各学校の状況を見ながらの検討になると考えております。

5対象者については、対象地区の全学年の児童生徒ということで計画しております。

4ページに参考資料を掲載しております。**参考1**は南五葉1・2丁目の周辺の校区図になります。黄色のマーカーで塗っているところが当該箇所になります。

参考2は八多学園に関する参考資料です。先ほど申し上げた農村地区とニュータウン地区が隣接しているところに緑色の線を入れており、八多淡河バスという地域コミュニティ交通の路線図を記載しております。鹿の子台小学校区から八多学園に通う際は、このバスも御利用いただき、通学いただければと考えております。

(福本教育長)

2件ありがとうございましたが、どちらからでも結構ですので、御質問等ございますか。

(正司委員)

これまで地元と話し合いをされながら、この案が出てきたとお聞きしていますが、決定後の説明はどのような形を考えておられますか。

(萱嶋整備推進担当課長)

これまで学校運営協議会や保護者、地域の方へ説明をして参りました。つい先日も、保護者や地域に制度の説明をさせていただきまして、皆様から御了解をいただいている状況です。これからは、校区調整審議会にかけて御審議いただき、その後就学事務の手続を進めて参りたいと考えております。

(福本教育長)

ほかに、ございませんか。

よろしいでしょうか。

では、意見がないようでしたら、採決を行います。教第29号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項21　兵庫県公立高等学校入学者選抜について

(福本教育長)

協議事項21、兵庫県公立高等学校入学者選抜について、事務局より説明をお願いします。

(西山中等教育担当課長)

まずは、2ページ及び3ページを御覧ください。

2ページにつきましては、第一学区における全日制高校の学級数の推移、3ページにつきましては、県下の定時制高校の学級数の推移をそれぞれ示しております。令和3年度から7年度までの過去5年間のものになっております。前年比で水色が学級の増、ピンク色が学級減を示しております。昨年度に実施しました令和7年度入試、現高校1年生の入試ですけれども、赤枠で囲んでおります県立高校の4校が2校になるという再編に伴いまして、第一学区全体で4学級の減がございました。定時制につきましては、特に学級数の増減はございませんでした。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。こちらも過去5年間の数字となっております。全日制と定時制それぞれの志願倍率の推移を示したものになります。まず、市立高校の全日制高校につきましては、比較的高い志願倍率で推移しているように思います。一方、定時制高校につきましては、多くの夜間課程が低い志願倍率で推移しておりますけれども、摩耶兵庫高校の昼間部や県立の多部制高校の1部、2部といった日中の時間帯に学ぶ課程につきましては、いずれも高い倍率となっております。

(福本教育長)

なお、今後の方針に係る内容については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、後ほど非公開の場で協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

では、今後の方針以外の部分について、御質問等ござりますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項22 小学校における早朝受入れについて

(福本教育長)

協議事項22、小学校における早朝受入れについて、事務局より説明をお願いします。

(都筑学びの推進課長)

いわゆる小1の壁と言われるもので、保育所等よりも小学校の登校時刻が遅いことで保護者の方へ影響があるということでございます。令和6年度に小学校7校でモデル実施を行いました。このときは地域人材の活用と事業者の二つの方法で行いましたが、事業者の場合、大分費用が必要ということもございまして、令和7年度は地域の協力を得られる小学校（地域人材モデル）ということで、実施をさせていただいております。

24月～7月の利用状況です。表の8校プラス独自で行っているこうべ小学校がございますので、合計9校で実施しております。全児童数に対して登録人数が大体5%、うち週3回以上の利用が1%となっております。これは昨年度のモデル実施とおおよそ同じような数字になっております。このうち、学年別の内訳としましては、1年、2年の低学年が半分ぐらいです。平均登校時間としては、7時40分までに登校する児童が7割弱を占めているような状況でございます。

3今後については、2学期以降も児童の利用状況の検証を行うとともに、引き続き学校運営協議会等を通じて、地域への協力依頼を継続して行って参りたいと思います。

(福本教育長)

なお、今後の方針に係る内容については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、後ほど非公開の場で協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございます。

では、今後の方針以外の部分について、御質問等ございますか。

(今井委員)

試行実施を行っている学校で、御協力いただいている地域の方は、いつも固定された方に御協力いただいているのでしょうか。それとも何人かのグループがあり、輪番で上手に交替されている状況なのか、どのような実態なのか教えてください。

(都筑学びの推進課長)

グループに分かれて輪番で実施いただいている学校もありますし、基本的には固定されたメンバーである程度実施してくださっている学校もあります。

(福本教育長)

ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項 7 不登校支援の取組について

(福本教育長)

協議事項 7、不登校支援の取組について、事務局より説明をお願いします。

(河上児童生徒課長)

1. みらいポートの1学期の様子になります。（1）生徒の様子ですけれども、1学期の授業日は69日ありました。4月、5月は割と登校できていましたが、30日以上休んでいる長期欠席の生徒が、1年生は4割程度いる状況になっています。

（2）学習状況・課題ですけれども、休みが増えてきている生徒がいますので、授業の進度についていけるよう、例えば授業中は他の授業がない先生が生徒のフォローに入るなど工夫をしております。実技教科については、例えば体育の授業の場合、多目的ホールが建物の中にはありますが、なかなか外で活動できない状況ですので、2学期以降は本校のグラウンドを使うことも検討していきたいと思っております。

（3）校外学習の様子についてですが、校外学習は月に一度、1学期中に3回実施しました。結果的にはたくさんの生徒に参加いただき、登校のきっかけになることから、2学

期以降も積極的に計画していきたいと思っております。4月と5月は相楽園と王子公園に遠足のような形で実施しました。6月の学校法人神戸学園は専門学校を運営している学校で、eスポーツの体験を行いました。

(4) その他について、2学期以降、積極的に登校してもらうための取組といたしまして、「みらいDAY」というものを特別に実施し、謎解きゲーム、映画鑑賞、縁日（お祭り企画）を行いました。出席人数を記載していますが、1学期に休んでいた1年生の生徒も登校されていましたので、良いきっかけになったのではないかと思っております。

2. ICTを活用したつながり・学習の支援です。(1) 実施内容については、9月26日より、ICTを活用した新たな学習環境ということで、「こうべっ子オンライン広場」の試行実施を開始したいと思っております。

(2) 実施内容ですけれども、次のページにイメージ図をつけていますが、児童生徒がアバターを用いてメタバース空間に登校し、学年ごとの時間割に沿って学習ができるような形になっております。その中で、教室が幾つか分かれております。例えば一番下の真ん中にある教室は、全校生徒が集うようなところで、ここで一斉に授業を受けることができます。周りにあるのは学年ごとのクラスになっていますので、2時間目以降はこちらに登校して授業を受けてもらうことや、自学自習もできるようになっております。また、支援員が常駐する形となりますので、児童生徒がコミュニケーションを取れるだけでなく、保護者も相談できるように計画しております。

(2) 対象者は、小学校4年生から中学校3年生の、特に外出しづらい不登校児童生徒としておりますので、一般に広く募集するというよりは、学校と相談して利用する児童生徒を決めていきたいと思っております。

(3) 実施日については、記載のとおりとなります。

(4) 委託事業者につきましては、記載の事業者に決定しています。

(福本教育長)

なお、今後の方針に係る内容については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、後ほど非公開の場で協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

では、今後の方針以外の部分について、御質問等ございますか。

(本田委員)

「こうべっ子オンライン広場」について、実施が週3日で10時から15時というのですが、この時間内にお昼休憩や休憩を挟むとしても、1日ずっと子供たちはその学校に参加しているような雰囲気になるのでしょうか。

(河上児童生徒課長)

はい。学校に登校するようにその時間に登校して、授業を受けて帰るということが基本になりますが、途中で離脱する子もいらっしゃるのではないかと思います。

(本田委員)

試験的な運用だと思いますが、これは出席扱いになるのでしょうか。

(河上児童生徒課長)

はい。オンラインによる学習も、学習指導要領上、出席扱いとしておりまして、こちらも同等にしていきたいと思っております。

(福本教育長)

ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

公開案件は以上となります、教育委員の皆さんから、教育委員会会議で取り上げる事項について、御意見ございませんか。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会 9時54分